

秋田県告示第108号

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和8年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施するので、建築士法施行細則（昭和25年秋田県規則第29号）第13条の規定に基づき、告示する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定により、秋田県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行う。

令和8年2月27日

秋田県知事 鈴木 健 太

1 試験の日時及び場所

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

(ア) 日時 令和8年7月5日（日）午前10時15分から午後5時20分まで

(イ) 場所 秋田アトリオンビル（秋田市中通二丁目3番8号）

イ 設計製図の試験

(ア) 日時 令和8年9月13日（日）午前11時から午後4時まで

(イ) 場所 秋田県JAビル（秋田市八橋南二丁目10番16号）

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

(ア) 日時 令和8年7月26日（日）午前10時15分から午後5時20分まで

(イ) 場所 秋田県JAビル（秋田市八橋南二丁目10番16号）

イ 設計製図の試験

(ア) 日時 令和8年10月11日（日）午前11時から午後4時まで

(イ) 場所 秋田県JAビル（秋田市八橋南二丁目10番16号）

2 学科の試験の科目

建築計画、建築法規、建築構造及び建築施工

3 受験申込みの手続

(1) 受験申込みの受付

ア 期間 令和8年4月1日（水）から同月14日（火）まで

イ 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

(2) 受験申込みの方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合（身体に障害がありインターネットの利用が困難である等）には、令和8年4月7日（火）までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部に申し出ること。

4 合格者の発表

合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を通知する。

なお、学科の試験については、令和8年8月下旬に、合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を通知する。

5 試験等についての問合せ先

(1) 公益財団法人建築技術教育普及センター本部（電話050-3645-8422（二級・木造建築士試験専用ダイヤル））

(2) 公益財団法人建築技術教育普及センター東北支部（電話022-223-3245）

(3) 一般社団法人秋田県建築士会（電話018-827-3718）

6 その他

(1) 設計製図の試験の課題は、令和8年6月下旬から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において公表する。

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。